

令和 8 年 6 月 19 日

市（区）町村・一部事務組合
容器包装リサイクル ご担当者 様

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
PET ボトル事業部

令和 9 年度 PET ボトル分別基準適合物の品質調査見直しに関する進捗について

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、当協会の再商品化業務にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて本年 3 月 13 日付、日容包リ発第 7-327 号にてご案内いたしました「令和 9 年度 PET ボトル分別基準適合物の品質調査の見直しについて」に関し、現在の進捗状況をご報告いたします。

通知のとおり、当協会では一部選定いたしました市町村・一部事務組合から引き取りした PET ボトル分別基準適合物（べール品）を対象として、本年 4 月から 8 月にかけて、現行基準による通常調査と併せ、検討中の新配点基準に基づくテスト調査を実施しております。

これは、新たな配点基準の妥当性や公平性を検証し、より実態に即した評価体系を構築するための重要なステップとなります。今後はテスト調査の結果を詳細に分析し、その内容を踏まえて具体的な配点内容の最終的な見直しを進めてまいります。10 月以降には皆様にも具体的な配点内容を提示できるよう、鋭意取り組んでおります。

引き続き、本見直しへのご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

今後の主なスケジュール（予定）

令和 8 年 4 月～ 8 月：

PET ボトル分別基準適合物の品質調査（現行基準の通常調査＋新配点基準テスト調査）

令和 8 年 9 月以降：

テスト調査結果に基づく配点内容の最終的な見直し、具体的な配点内容の通知準備

令和 8 年 10 月～11 月：

市町村・一部事務組合の皆様への新基準のアナウンス

令和 9 年 4 月～：

新配点基準の運用開始

以上

本件連絡先：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 PET ボトル事業部
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1 丁目 14 番 1 号 郵政福祉琴平ビル 2 階
TEL：03-5532-8691 FAX：03-5532-8515

市（区）町村・一部事務組合（容器包装リサイクル法）ご担当者 様

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
代表理事専務 西山 純 生
（公 印 省 略）

令和 9 年度 P E T ボトル分別基準適合物の品質調査の見直しについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の再商品化業務にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和 8 年度引き渡し量に関する調査、令和 8 年度市町村申込資料に記載のとおり、平成 10 年度より P E T ボトルのべール品質調査を（保管施設ごとに）実施してまいりました。近年は市町村・一部事務組合の皆様により品質の改善が進み、令和 6 年度には全体の 95%が A 判定を獲得する結果となっております。

一方で、多くの保管施設が継続して A 判定を取得することで、調査が形骸化しつつあるという課題も指摘されています。現行の A 判定の範囲は 75 点から 100 点と広く、同じ A 判定であっても、品質には大きな差が存在します。

この点について、市町村・一部事務組合の皆様からも「A 判定の幅が広すぎる」とのご意見を多くいただき、評価の妥当性や公平性の観点から、見直しの必要性が高まっています。

前回見直しを実施した平成 28 年より、リサイクルを取り巻く状況や技術、品質の基準も変化しており、現状の実態に即した制度への見直しが求められています。

こうした状況を踏まえ、当協会では令和 9 年度から改定を目途に、品質調査の実施内容や評価項目等の見直しを実施いたします。

現時点では下記の内容で検討を進めており、市町村・一部事務組合の皆様に対しては次年度申込資料、また再商品化事業者の皆様に対しては 9 月以降、具体的な配点内容を提示できるように対応してまいります。

また見直しにあたり、各再商品化事業者及び各市区町村・一部事務組合に対して、令和 8 年度期中において令和 8 年度の品質調査を実施する際に、試験的に新配点基準での配点実施を依頼する場合がございますことを、予めご承知おきください。

なお、新配点基準でも品質調査を実施した市区町村・一部事務組合の方へは、新基準に基づく調査結果を提供することも検討しています。

敬具

記

（1）変更がない点

品質調査項目、品質調査手順はこれまでどおり変更はありません。

（2）変更する点

- ① 医療系廃棄物、危険品が混入した場合の評価

プラスチック製容器包装、紙製容器包装では医療系廃棄物、危険品が混入した場合はDランクとしていますが、PETボトルではこれまで医療系廃棄物、危険品が混入しても、判定には大きな影響を及ぼさない内容となっていました。

しかし、混入した場合は、当然のことながら再商品化事業者での火災リスクや労働災害の可能性が想定されます。

再商品化事業者の災害回避及び事業継続の観点も踏まえ、今後はプラスチック製容器包装や紙製容器包装と同様に、医療系廃棄物、危険品が混入した場合は評価点数にかかわらずDランクとし、各市区町村・一部事務組合へ改善を要請いたします。

ただし、引き取りについては、品質を理由にお断りすることはありません。

② 医療系廃棄物、危険品の定義

医療系廃棄物は主に感染症の恐れがある、注射針、注射器、点滴セットのチューブ・針等。危険品の定義は、リチウムイオン電池、リチウムイオン電池を含む電子機器、ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等発火の危険性があるもの、及び刃物、カミソリ等怪我をする危険性があるもの。

③ 調査項目の配点の見直し

・主に目視で判断する項目の配点に関して、判定者の目視、主観により配点基準が大きく左右される内容を抑制（配点を小さくする）します。

外観汚れ、積み付け安定性に関する項目が該当となります。

・特に再商品化への影響、資源循環確保に関わる項目について重視（配点を大きくする）します。

キャップ付きPETボトル、テープや塗料が付着したPETボトル、アルミ缶・スチール缶、ガラスびん、陶磁器類の混入の項目が該当となります。

④ Aランクの細分化

現在の配点では75点以上からAランクとなっていますが、現状は大半がA判定となっており、Aの中でも品質のばらつきが見られることから、Aランクを更に細分化（A+、A、A-等）し、変更を加える予定です。

⑤ A+ランクの判定を受けた場合の対応

A+ランクの評価を受けた施設は、翌年度の品質調査の免除を行う予定です。

※あくまでも現時点（令和8年3月）で検討されている内容であり、今後、試験等を踏まえて追加・変更が加えられる可能性があることに、十分に留意をお願いします。

以上

本件連絡先：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 PETボトル事業部
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目14番1号 郵政福祉琴平ビル2階
TEL：03-5532-8691 FAX：03-5532-8515